

## (4) 産業廃棄物と一般廃棄物の区分

### ① 産業廃棄物とは？

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。(廃棄物処理法第2条第4項第1号、同法施行令第2条)

区分	種類	具体例
すべての事業活動に伴うもの(業種指定なし)	① 燃え殻	石炭がら、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物など
	② 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの。グリストラップ汚泥、洗車場汚泥など
	③ 廃油	鉱物性廃油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、タールピッチなど
	④ 廃酸	写真定着液、廃硫酸など酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	写真現像液、アンモニア廃液、廃ソーダ液などアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	発泡スチロール、PP バンド、食品トレイ、ラップ類、容器包装プラスチック、ペットボトル、スタイロ畳、点滴パック・チューブ、断熱材、収納ケース、ビニール製品、合成繊維くず(カーテン、作業服等)、合成ゴムくず(廃タイヤ含む)、合成皮革など
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず、生ゴム
	⑧ 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず又は切削くず、空き缶、スプレー缶、一斗缶、アルミ製品、スチール製品(机、椅子、ロッカー等)など
	⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、鏡、空きびん、コップ、茶碗、石膏ボードなど
	⑩ 鉱さい	不良石炭、高炉・平炉・電気炉の残さいなど
	⑪ がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、レンガ、瓦、アスファルト破片など
	⑫ ばいじん	電気集塵機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダストなど
特定の事業活動に伴うもの	⑬ 紙くず	建設業[建物の建築、増築、改築(リフォーム)、解体時に出るもの]、パルプ製造業、製紙業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
	⑭ 木くず	建設業[範囲は紙くずと同じ]、木材・木製品製造業、パルプ製造業、物リース業など、※パレットは業種に関係なくすべて産業廃棄物
	⑮ 繊維くず	建設業[範囲は紙くずと同じ]、繊維工業
	⑯ 動植物性残さ(生ごみ等)	食料品・飲料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜業、食鳥処理場から排出されるもの
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
	⑲ 動物の死体	
⑳ 施行令第2条第13号に定めるもの	①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの(例:コンクリート固形化物)	

！複数の素材でできたものも材質により、上の種類を複数含むものとして、産業廃棄物になります。(例:コピー機、ファックス機、電話機、掃除機、CD・DVDプレーヤー、小型家電製品、照明機器、電気コード、電池、傘など)

☆資源としてリサイクル可能なものはリサイクルし、廃棄物を減らしましょう！